令和５年６月
東京税関大井出張所

各　位

東京税関大井出張所における通関処理体制の変更について

以下のとおり、東京税関大井出張所の通関部門の担当事務を一部変更しますので、お知らせします。

１．変更日

令和５年７月１日（土）

２．通関部門担当事務の変更（変更箇所：下線部）

変更後		現行	
部門名	分掌事務	部門名	分掌事務
通関第１部門	海上・航空輸入貨物 01～21 類	通関第１部門	海上・航空輸入貨物 01～16 類
通関第２部門	海上・航空輸入貨物 00、22～36 類	通関第２部門	海上・航空輸入貨物 00、17～36 類
通関第３部門	海上・航空輸入貨物 37～49 類	通関第３部門	海上・航空輸入貨物 37～49 類
通関第４部門	海上・航空輸入貨物 50～63 類	通関第４部門	海上・航空輸入貨物 50～63 類
通関第５部門	海上・航空輸入貨物 64～83 類	通関第５部門	海上・航空輸入貨物 64～71、94、95 類
通関第６部門	海上・航空輸入貨物 84～97 類	通関第６部門	海上・航空輸入貨物 72～93、96、97 類
通関第７部門	海上・航空輸出貨物 01～97 類	通関第７部門	海上・航空輸出貨物 01～97 類
通関第８部門	航空輸出入 SP 貨物、MF 貨物 海上・航空輸入貨物 98 類、99 類、DOX	通関第８部門	航空輸出入 SP 貨物、MF 貨物 海上・航空輸入貨物 98 類、99 類、DOX

３．ＮＡＣＣＳ部門コード

≪東京税関（大井出張所）（官署コード：1F）≫

部門名	部門コード	担当分類等
通関第１部門	01	輸入 01～21 類、380、381
通関第２部門	02	輸入 00、22～36 類、機用品蔵入、石油製品等移出、380、381
通関第３部門	03	輸入 37～49 類、380、381
通関第４部門	04	輸入 50～63 類、380、381
通関第５部門	05	輸入 64～83 類、380、381
通関第６部門	06	輸入 84～97 類、380、381
通関第７部門	07	輸出 01～97 類、380、381
通関第８部門	08	航空輸出入 SP 貨物、MF 貨物、海上・航空輸入貨物 98 類、99 類、DOX

４．輸入申告のあて先及び申告書類の提出先について

（原則）あて先部門と申告書類の提出先は同一とし、下記のとおり必要に応じてあて先を変更願います。

① 6 月 30 日までの申告（予備申告を含む。ただし、下記②を除く。）

体制変更前の担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。

区分 2 以上の場合は、極力早期に、あて先部門に提出するよう、お願いいたします。

6 月 30 日までに許可された区分 1 申告書類（1Y、1G）については、7 月 1 日以降もあて先部門（体制変更前の担当部門）にて提出を受け付けます。

② 7 月 1 日以降に本申告予定の 6 月 30 日までに行う予備申告

体制変更後の新担当部門をあて先とし、申告書類を同部門に提出願います。

③ 7 月 1 日以降の申告（予備申告を含む。）

体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。

6 月 30 日までに申告事項登録を行っていた場合は、申告に際して、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

④ 6 月 30 日までに行われた BP に係る IBP 申告

7 月 1 日以降の IBP 申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。この場合、IBP 申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

⑤ 6 月 30 日までに行われた引取申告に係る特例申告

7 月 1 日以降の特例申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。特例申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

（例）

～6/30　　7/1（土）00：00　　7/1～ →

旧あて先						あて先変更	新あて先	提出先
02（17 類）	①	IDC				×	―	2 部門 ※1
		IDC（予）	IDC（本）			×	―	2 部門 ※1
	②	IDC（予）		IDC（本）		予備申告時	01	1 部門 ※2
	③			IDC		IDC 時	01	1 部門
				IDC（予）	IDC（本）	予備申告時	01	1 部門
				IDC（引取）	IDE（特例）	IDC 時	01	1 部門
	④	BP		IBP		IBP 時	01	1 部門
	⑤	IDC（引取）		IDE（特例）		IDE 時	01	1 部門 ※3

※1：区分 2 以上の申告書類は 6 月 30 日までにあて先部門「02」に提出

区分 1 の申告書類については、7 月 1 日以降もあて先部門「02」に提出

※2：6 月 30 日までの予備申告の時点で、あて先部門を「01」とし、申告書類も同部門に提出

※3：引取・特例申告について、あて先及び提出先は、6 月 30 日までは「02」、7 月 1 日以降は「01」（申告書類の提出は、会計検査院用など提出が必要な場合に限る。）

５．修正申告及び更正請求について

6 月 30 日までに輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。） 及び更正請求は、体制変更後の担当分類に従った部門に行って下さい。

６．保留・事後審査について

6 月 30 日の業務終了時点で、各部門で保留及び事後審査となっている申告については、体制変更後も当初申告のあて先部門が継続して担当します。（新担当部門には引き継ぎません。）

問合せ先
東京税関大井出張所通関総括第１部門（輸入）
TEL 03-3790-6812